

専決処分について（令和 4 年度日立市一般会計補正予算
（第 1 号））

令和 4 年度日立市一般会計補正予算（第 1 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 4 年 5 月 31 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 4 年度 日立市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度 日立市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116,095 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,006,095 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
歳入	合計

歳出

款	項
4. 衛生費	
	2. 清掃費
歳出	合計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
9,911,730	116,095	10,027,825
9,911,730	116,095	10,027,825
72,890,000	116,095	73,006,095

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
7,342,320	116,095	7,458,415
3,918,833	116,095	4,034,928
72,890,000	116,095	73,006,095